

福井県監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年8月3日

福井県監査委員	笹岡	一彦
同	西畑	知佐代
同	江川	権一
同	伊藤	和弘

第1 監査の概要

県が財政的援助を与えている団体について、不適正な事務処理防止の観点から県の補助金の執行状況を確認する必要があるため、「福井県監査委員監査基準」に準拠し、監査を実施した。

1 公表の対象団体

今回公表の対象とするのは、令和3年6月に監査を行った1団体である。

- (1) 財政的援助等の種別区分は「県が補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えているもの」である。
- (2) 団体の種別区分は「公益財団法人」である。

2 監査の着眼点

次の事項を主な着眼点として実施した。

- (1) 補助金の間接補助事業者である福井県ハンドボール協会に対する、対象団体の支払および検査事務は適正であるか。
- (2) 補助金の不適正経理処理に対する再発防止の取組みが、間接補助事業者である各団体関係者に周知されているか。

3 監査の実施内容

次の方法により実施した。

- (1) 対象の団体について実地監査を実施した。
- (2) 実地監査については、対象団体から資料の提出を求め、事務局職員が調査した結果に基づき、監査委員が対象団体の関係者から説明を求めて実施した。

第2 監査の結果

1 実施状況

- (1) 対象機関 公益財団法人 福井県スポーツ協会
- (2) 実施年月日 令和3年6月25日
(事務局職員による調査 令和3年6月15日)
- (3) 対象期間 平成27年度から令和3年度調査日

2 結果

(公財)福井県スポーツ協会が福井県ハンドボール協会に交付した補助金の支払および検査事務については改善を要する事項は認められなかった。

3 検討事項

福井県ハンドボール協会において、競技力向上対策事業補助金の不適正経理があったことは誠に遺憾である。

(公財)福井県スポーツ協会においては、定期的な会計実地検査や研修の実施などにより、各競技団体のガバナンスの確保やコンプライアンスの強化を進められたい。

また、各競技団体に対して、複数人による会計事務執行を徹底するとともに、専門家や役員による監査の実施など、適正な会計・経理事務が担保される体制を整備するよう指導されたい。